

## 特区制度を活用して取り組む規制・制度改革事項等について(案)

### 1. 新たに講すべき具体的な施策

#### (ドローン・空飛ぶクルマ)

##### ● **特定実験試験局の使用可能な周波数の範囲等の見直し**

- ・福島ロボットテストフィールド及び福島県浪江町滑走路周辺地域での5.8GHz帯の円滑な利用を促進するため、新技術実装連携“絆”特区内で2025年度に提案主体が実施する調査の結果を踏まえ、特定実験試験局の使用可能地域の見直しについて検討し、2025年度中に所要の措置を講ずる。

##### ● **農薬散布用ドローンの遠隔運航に関する規制緩和**

- ・農薬散布等におけるドローン活用を促進するため、以下の措置を講ずる。
  - a. 機体認証や技能証明などの一定の要件を満たす場合には、許可・承認を得ることなく目視外飛行が可能となるよう、2025年度中に、航空法施行規則を改正し、通達を新設する。
  - b. 超低空域において、上空での運用を考慮したSIM等を利用せず、携帯電話端末を搭載したドローンの飛行が可能か検討を行う。その上で、情報通信審議会等において2025年度中に技術的な検討を開始し、当該検討結果に基づき速やかに所要の措置を講ずる。

##### ● **空飛ぶクルマの離着陸場に関する制度の整備**

- ・建築物の屋上に設置される空飛ぶクルマの離着陸場について、基準の整備に向けて検討を進めるとともに、建築基準法上の取扱いの明確化等に向けて、「空の移動革命に向けた官民協議会」の離着陸場ワーキンググループでの議論等を経て、バーティポート整備指針を2026年度中に改定する。

#### (地域物流)

##### ● **自家用自動車を活用した有償貨物運送の弾力化**

- ・自家用自動車による有償貨物運送については、一定の台数や日数等の範囲で許可しているところ、2025年11月のラストマイル配送の効率化等に向けた検討会のとりまとめを踏まえ、システム等による時間管理等を前提とした台数や日数等の取扱いの弾力化を可能とするための通達の改正を、2025年度中に行う。

## (人材・人材育成)

### ● 建設業法に係る営業所同士の営業所技術者等の兼務の容認

- ・建設業法で規定する営業所技術者等については、営業所ごとに技術者の専任配置が求められているところ、令和7年度規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）に基づき、営業所技術者等の必要性や業務の現状について幅広く関係者への実態調査を行うとともに、適正な施工の確保が図られることを前提として、兼務を含む人手不足対策を検討し、2026年度末までに結論を得次第、可能なものから順次措置を講ずる。

### ● 看護師養成所における教員の柔軟な配置

- ・看護師養成所における専任教員の配置等の基準について、社会構造の変化に対応し、その在り方を検討する。

## (その他)

### ● 弁護士等による各種証明書の職務上請求の電子化

- ・弁護士等による各種証明書の職務上請求の電子化に関して、主務省庁において、デジタル庁と連携し、以下のとおり、システムの共通化の方法や今後のスケジュールを記載した推進方針案を策定する。
  - a. 戸籍謄本等の職務上請求については、法務省において、2026年3月末までに策定する。
  - b. 住民票の写し等の職務上請求については、総務省において、上記の戸籍謄本等に係る推進方針案の内容を踏まえ、可能な限り早期に、同様の推進方針案を策定する。

### ● 遠隔授業における受講者の人数緩和

- ・専門教員を学校に配置することができず、複数学校間で同時双方向型の遠隔授業を実施する場合など、高等学校設置基準第7条ただし書きに基づいて生徒数が40人を超える学級を編制することが認められる場合について、2026年度の可能な限り早期に明確化する。

### ● 業務用燃料電池システムにおけるドレン排水の取扱いの明確化

- ・業務用燃料電池から発生するドレン排水については、汚水扱いされており、汚水配管等の汚水系統の排水設備へ排出することが必要とされているところ、一定の条件を満たす場合には雨水扱いとして排出することを可能とするため、関係機関と協議調整の上、2025年度中に家庭用燃料電池と同様の対象とする

条件等について検討し、2026年5月を目途に必要な措置を講ずる。

- **空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムに係る壁損失措置の見直し**

- ・多数のセンサへの電源供給等の用途で利用される 920MHz 帯空間伝送型ワイヤレス電力伝送システムについて、壁等の遮蔽物により電波を減衰させる措置の見直しに向けて、2025年度中に所要の措置を講ずる。

- **デジタル証券による地方債の発行**

- ・地方債について、デジタル証券の発行を可能とするための所要の措置を講ずる。

## 2. 国家戦略特区における規制の特例措置等の全国措置化

### (医療・医薬・保育)

- **特区薬事戦略相談制度等による革新的な医療機器と医薬品の開発迅速化等を促進するための支援の措置**

- ・臨床研究中核病院における革新的医療機器の開発案件を対象に、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の担当者が必要に応じて事前面談及びフォローアップ面談を実施する措置と、国立研究開発法人日本医療研究開発機構内に、臨床研究中核病院等の担当コーディネーターを必要に応じて設置し、医薬品の研究開発を支援する措置について、全国の臨床研究中核病院等で利用可能であることを、早期に明確化する。

- **国家戦略特別区域医療法人運営柔軟化事業**

- ・医療法人の医師又は歯科医師以外の者を理事長に選任する際の都道府県知事の認可基準を明確化する特例措置の全国展開に向け、2026年の早期に結論を得る。

- **国家戦略特別区域臨床修練診療所確保事業**

- ・外国医師等の臨床修練に関して、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組む診療所を臨床修練病院等にみなす特例措置について、外国医師等が行う臨床修練等に係る医師法第十七条等の特例等に関する法律の枠組に位置付けるために必要な取扱いについて、2026年の早期に結論を得る。

## ● 地方裁量型認可化移行施設の設置

- ・待機児童が多い都道府県において、保育の受け皿を柔軟に整備できるようするため、認可外保育施設が認可保育所等へ移行する際に、都道府県が独自に定めた基準を満たす場合には、一定の支援を受けながら事業を継続できる特例措置について、実証の場を拡大する観点から、2026年度に構造改革特区制度へ移管する措置を講ずる。

### (その他)

## ● 地下水の市街地等における利用に係る規制緩和

- ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律に関して、地球温暖化対策に寄与すると期待される地下水の熱を利用した新たな空調システムの普及を目指し、一定の要件を満たす場合に、地下水の採取に係る規制を緩和する特例措置の全国展開に向けて、許可制度に係る技術的基準の見直しを検討し、2026年度中に結論を得た上で、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。また、工業用水法についても同様に、当該特例措置の全国展開に向けた検討の結果及び措置の内容を踏まえ、可能な限り速やかに必要な措置を講ずる。

## ● 過疎地等での自家用自動車の活用拡大の発展的解消

- ・過疎地等での自家用自動車の活用を訪日外国人をはじめとする観光客に拡大する特例（国家戦略特別区域自家用有償観光旅客等運送事業）について、特例の導入以降、道路運送法においても、本件特例措置の運用を参考にしつつ、関係各所と丁寧・慎重に議論を行い、さらに各地で様々な事例を積み重ねながら、逐次の制度改正を行った結果、2024年9月までに、全国どこでも、より実効性の高い形で観光客の利用を実現できるよう措置されたことから、特例措置の発展的解消に向けて、早期の関係法令改正を行う。

## ● 一般社団法人等への信用保証制度の適用

- ・一般社団法人等が地方公共団体等の応分の負担を前提に信用保証協会の保証を受けることができる特例措置について、2026年度の全国展開に向け、所要の措置を講ずる。

## 3. 新たに措置された規制改革事項等

### (ドローン・空飛ぶクルマ)

## ● ドローン飛行時の天候条件に係る手続の簡略化

- ・航空法に基づく許可・承認を取得するにあたっては、無人航空機を飛行させ

る際の安全を確保するために必要な体制を示した書類を申請書に添付する必要があるものの、申請者の負担軽減の観点から、国土交通省が作成管理する「無人航空機飛行マニュアル」を準用することにより、申請者個別のマニュアル作成を不要としているが、5m/秒以上の風速や雨天等においても、製造者等が定める取扱説明書等にて飛行可能であることを確認できる場合にあっては、当該マニュアルを準用できるよう、2025年3月に改正を行った。

#### ● クマ出没時等におけるドローン活用の円滑化

- ・クマが市街地等に出没した際のドローン活用を円滑化するため、ドローン飛行に関して、航空法に定める捜索・救助等のための特例の対象に含まれることを明確化するために、利用者の実情等を考慮し、2025年11月に事例集へ追加した。

#### ● 1人乗り空飛ぶクルマの操縦体験等に係る基準の整備

- ・1人乗りの空飛ぶクルマの機体を利用し操縦体験等を行う運航に対応するため、技能証明を有しない一般利用者が自ら操縦する際の許可基準について2025年10月に通達を改正した。また、機体の特徴や運航形態を踏まえて救急用具の装備要件について2025年11月に省令を改正した。

#### (パーソナルモビリティ)

#### ● 大規模小売店舗立地法上のパーソナルモビリティ等のポート設置に係る取扱いの明確化

- ・大規模小売店舗において、駐輪場又は駐車場の一部をパーソナルモビリティ（移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車等）等のポートとして設置する場合、これらが駐車需要の充足その他による大規模小売店舗の周辺の地域の住民の利便及び商業その他の業務の利便の確保に資するものであれば、大規模小売店舗立地法上、当該ポートについても、駐輪場又は駐車場の収容台数に含むものとすることとして差し支えない旨、2025年6月に関係自治体に通知した。

#### ● 道路占用許可対象物件としてのパーソナルモビリティポートの位置付けの明確化

- ・パーソナルモビリティのポートについて、道路の構造からみて、道路の交通に支障が及ぼすおそれがない場所において、かつ、柵やチェーン等を設けることにより当該ポートが一般交通の用に供さないと認められる場合、当該ポートを設置することをあらかじめ区域計画に位置づけ、内閣総理大臣の認定を受けたものについて、道路法第32条第1項に基づく道路占用許可を受

けることが可能である旨、2025年11月に通知した。

### (医療・医薬・福祉)

- **遺伝子組換え生物を用いた動物用医薬品等開発の迅速化**
  - ・遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする場合には、環境中への拡散を防止するため、使用等する分野に応じて主務大臣による拡散防止措置の確認が必要とされているが、農林水産省が所管する専ら動物に使用する医薬品（動物用医薬品）等においても、既に他大臣の確認を受けている産業上の第二種使用等について、拡散防止措置に変更がなければ、農林水産大臣の確認を改めて受ける必要はないことを明確化する措置を、2025年11月に講じた。
- **医師臨床研修における基礎研究医プログラムの要件の明確化**
  - ・医師臨床研修における基礎研究医プログラムについて、所属する基礎医学の教室に、AI医学や医工連携、データサイエンス等に関する医学部以外の学部や研究機関等も含まれることを、2025年9月に示した。
- **外国人の医療アクセスの改善**
  - ・外国人の医療アクセスを改善するため、厚生労働省は、医療機関における外国人向け診療申込書の種類を増やすとともに、ホームページにおいて外国人の受入れが可能な医療機関の情報を取りまとめたリストを公表する措置を、2025年9月に講じた。
- **デジタル版の健康手帳交付に係る取扱いの明確化**
  - ・市区町村において、健康増進法第17条に基づく健康増進事業の一環としてデジタル版の健康手帳の交付が可能であることや、健康増進法の趣旨を踏まえ判断することにより、40歳未満の者に対しても健康手帳を交付することが可能であることを明確化する措置を、2025年7月に講じた。
- **分身ロボットに係る障害者雇用率の算定の特例**
  - ・分身ロボットを活用した障害者の就労について、2024年4月に施行された改正障害者雇用促進法の施行状況等を踏まえ、提案主体において実証を行い、高齢者福祉施設や保育施設等において、デジタル技術の進展や働き方の多様化に対応した障害者雇用の促進の取組を行った。

## (環境・エネルギー)

### ● FIP 移行及び蓄電池設置の促進に向けた手続効率化

- ・フィードインプレミアム (FIP) 制度への移行の際に併せて蓄電池を設置する場合の再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法上の手続について、審査当局における審査の運用を見直し、蓄電池設置の変更認定手続に係る審査の迅速化を図る措置を、2025年9月に講じた。

### ● 食品リサイクルループの対象の明確化

- ・コミュニティガーデン等で、再生利用事業者が製造した特定肥飼料等を使う場合、当該特定肥飼料等を使って生産された特定農畜水産物等を食品関連事業者が利用する場合は食品リサイクルループの対象となること、また、当該特定肥飼料等の利用により生産された花き等を食品関連事業者が利用する場合も食品リサイクルループの対象となることを明確化し、2025年9月に農林水産省ホームページにおいて公表した。

## (金融)

### ● データセンター関連設備が REIT の投資対象である「不動産」に該当することの明確化

- ・データセンター関連設備（受変電設備、非常用発電設備、空調設備等）のうち一定の設置態様のものについて、不動産投資信託（REIT）の投資対象である「不動産」に該当することについて明確化し、2025年6月に金融庁ホームページにおいてその旨を公表した。

### ● 信用保証制度の対象となる金融・保険業の範囲拡大

- ・中小企業に対する信用保証等の対象について、金融・保険業など新たに生じた業種のニーズに対応し、信用保証の対象として柔軟な対応を可能とした。

## (人材・人材育成)

### ● 航空物流における外国人材の活用

- ・特定技能「航空分野（空港グランドハンドリング）」の外国人が、空港敷地外の保税蔵置場等において、国際航空物流拠点に係る貨物取扱業務に従事することを可能とする告示について、2025年8月に措置した。

### ● 空港内における運転資格の特例

- ・自国等の運転免許を保有する外国人が日本の運転免許に切り替えずとも空港の制限区域内で車両の運転が可能となるよう、空港内の安全性を確保しつつ、

必要な枠組みや要件について検討し、空港管理者が行う空港の制限区域内の運転許可に係る通達を改正するとともに、2025年10月に業界団体へ実施要領を送付した。

#### ● **自動車運送事業における事業者間の遠隔点呼**

- ・自動車運送事業における運行管理について、同一事業者のみならず事業者を跨いだ遠隔点呼が可能となるよう、関係告示の改正を行った上で明確化する通達を業界団体等に対し2025年8月に発出した。

#### ● **理容師養成制度における実習の単位数・時間数の上限設定の弾力化**

- ・厚生科学審議会生活衛生適正化分科会理容師・美容師専門委員会により示された見直しの方向性を踏まえ、理容師養成施設における実習としての選択課目に係る校外実習の単位数・時間数の上限設定を弾力化する措置を、2025年8月に講じた。

### **(その他)**

#### ● **公立高等専門学校の柔軟な運営**

- ・公立高等専門学校について、既存の公立大学法人制度を活用することで、産業界等を含めた幅広い人材を確保する等柔軟で独自の運営を実現することが可能であることから、文部科学省から提案主体に当該制度を活用した運営方法の助言を行った。既存の公設民営高等学校の知見を活かした公立高等専門学校を提案主体が設置できるよう、必要な周知や助言等を行う。

#### ● **インバウンド向けのデジタル地域通貨の取扱いの明確化**

- ・インバウンド向けのデジタル地域通貨である前払式支払手段について、出国予定の確認等により、前払式支払手段に関する内閣府令第42条第1項第3号の「やむを得ない事情」に該当すると判断された場合は払戻しが可能であることについて、金融庁から提案主体に適切に助言等を行い、2025年12月にデジタル地域通貨のサービスを開始した。

#### ● **輸出許可規制の合理化**

- ・適切な輸出管理を実施しつつ、輸出管理に係る負担軽減を図るための見直しを行い、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」及び「包括許可取扱要領」の改正版を、2025年11月に公布した。

- **渋滞等都市課題の緩和と周遊促進を図るための郊外駐車場の利活用**

- ・駐車料金に差を設ける際の駐車場法又は道路法について国土交通省が示す解釈も参考に、提案主体において、大阪・関西万博開催期間中、郊外の駐車場を利用し、当該駐車場から公共交通機関により大阪・関西万博会場がある夢洲等に来場した者を対象にクーポン等を販売するなど、渋滞等都市課題の緩和と周遊促進を図るための取組を行った。

- **農地の適切な利用を促進するための施策**

- ・2023年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法に基づき、2024年度に農地の適切な利用を促進するための地域計画の作成等を推進した。